

平成27年10月からマイナンバーの通知が始まります

—— 社会保障・税番号制度のご案内 ——

10月から、日本国内の市区町村に住民登録のあるかたに個人番号(マイナンバー)を付番し、同一人であることを確認するための制度が始まります。市では法律の定めに従い、マイナンバーの通知に向けた準備を進めています。



番号(数字の1)を大切に掲げているウサギを表した国のマイナンバーの広報キャラクターです。

「マイナちゃん」

マイナンバーとは

日本国内の市区町村に住民登録のある全てのかたに通知される12桁の番号です。国民一人ひとりに固有の番号を割り当て、それに基づき社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。

マイナンバーの導入メリット

公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を正確に把握し、本当に困っているかたにきめ細やかな支援をすることができ、不正受給などを防ぐことができます。

行政手続きの利便性の向上

添付書類の省略など、行政手続きが簡素化され申請者の負担が減ります。行政機関が持っている自分の個人情報の内容や提供の記録を確認することができます。

行政の効率化

国や自治体などで情報の照合・転記・入力などにかかる時間や労力が減り、複数の業務間での連携が進むことから、作業効率が向上します。

マイナンバーの利用範囲

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の中で、法律で定められた行政手続きのみで使用します。

社会保障分野	年金	・年金の資格取得や確認・給付 など
	労働	・雇用保険の資格取得や確認・給付 ・ハローワークの事務 など
	医療	・医療保険の保険料徴収 など
	福祉	・福祉分野の給付 ・生活保護 など
税分野		・確定申告・源泉徴収などの事務
災害対策分野		・被災者生活再建支援金の支給 ・被災者台帳の作成事務 など